

令和3年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	国際会議運営費用の分担			担当部局庁	大臣官房			作成責任者				
事業開始年度	昭和28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国際課			国際課長 柴田 紀子				
会計区分	一般会計											
根拠法令(具体的な条項も記載)	ハーグ国際私法会議規程第9条, 第10条, 第11条等			関係する計画、通知等	-							
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	諸外国との緊密な協力体制を確立し、刑事司法や民商法分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に即応した法秩序の維持を図ることを目的としている。											
事業概要(5行程度以内。別添可)	本件事業は、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の運用費用について日本国の分担金の支払いを行うものである。 各会議の経費については、各会議内の規程により、加盟国が分担することと定められており、また、各国における分担金の拠出割合については、各会議の規程又は会議内の各国間の合意により決定方法が定められている。 なお、金融活動作業部会(FATF)及びアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の分担金については、関係省庁と支出を分担している。											
実施方法	補助											
予算額・執行額(単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求					
	予算の状況	当初予算	59	64	66	60	61					
		補正予算	▲ 2	▲ 2	▲ 7	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-	-					
		計	57	62	59	60	61					
	執行額		57	62	59	-						
	執行率(%)		100%	100%	100%	-						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		100%	100%	100%	-							
令和3・4年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由							
	国際私法会議等分担金		60	61	国際私法会議等分担金の増							
	計		60	61	-							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度	
	国際会議における意思決定に対する積極的な関与		意思決定に関する重要な会合その他の活動への関与		成果実績	回	4	6	3	-	-	
						目標値	回	5	6	4	4	-
						達成度	%	80	100	75	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)												
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と平成30~令和2年度の達成状況・実績							
	-											
定量的な成果目標の設定が困難な場合	代替目標		代替指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標3年度	目標最終年度	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績		【参考指標】日本人職員数		実績	人	0	0	0	-	-	
						目標値	人	2	2	2	2	-
						達成度	%	0	0	0	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	各国際機関の会議への参加実績	活動実績		回	4	6	3	-
当初見込み			回	5	6	4	4	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
	分担金支出額(百万円)／各国際機関の会議への参加回数	単位当たりコスト	円	14,250,000	10,333,333	19,666,667	15,000,000	
		計算式	支出額(百万円)／回数		57百万円/4回	62百万円/6回	59百万円/3回	60百万円/4回

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	法務行政における国際化対応・国際協力(VI-14)								
	施策	法務行政の国際化への対応(VI-14-(1))								
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
		-	実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		-			-	施策の進捗状況(実績)				
					-					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	-									
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
-										

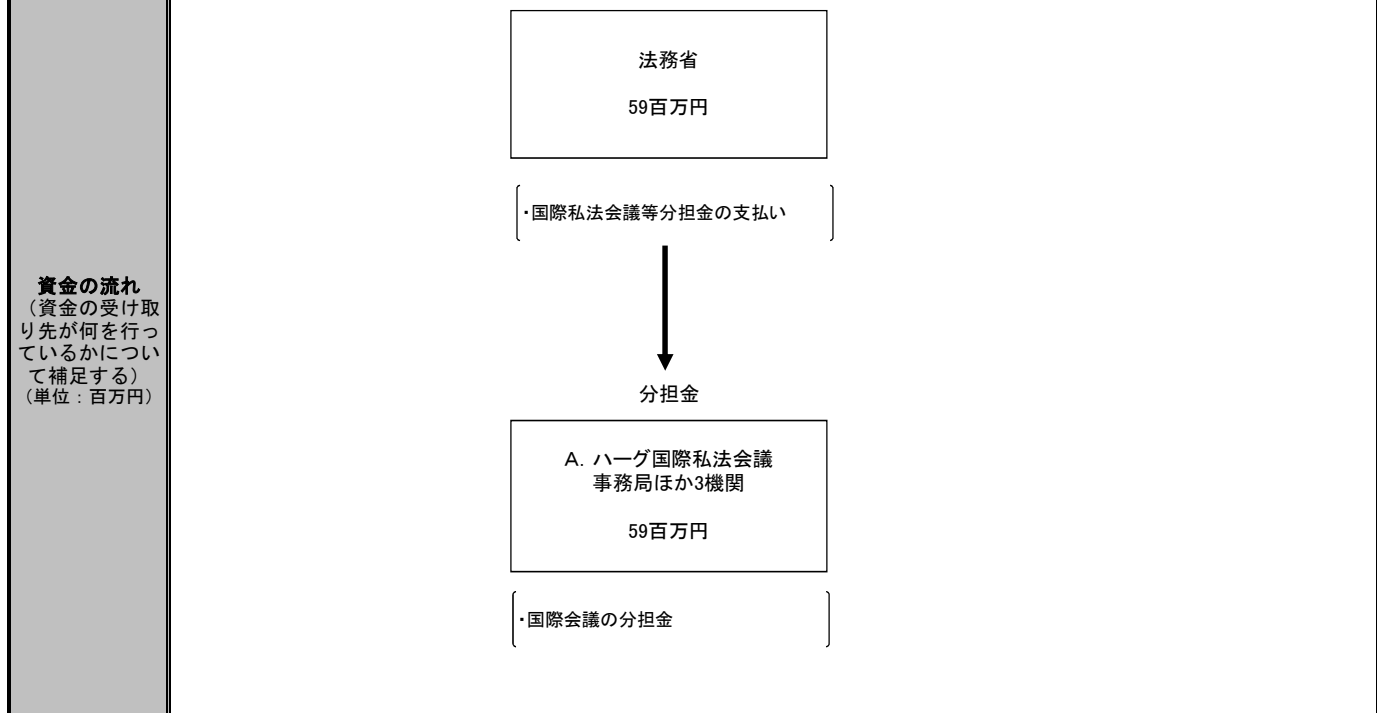
事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国際的な議論に積極的に対応すること等を通じ、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的とする事業であり、社会のニーズを反映していると考えられる。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本件事業は、刑事司法や民商法の分野において、各国の実情等に関する情報を収集するとともに、我が国の立場を積極的に主張して条約等に反映させ、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としており、その趣旨に鑑みて、国において実施すべき事業である。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業の目的は、国際的な議論に積極的に参画することなどを通じ、国際化に対応した法秩序の維持を図ることや諸外国との緊密な協力体制を確立することを目的としているため、優先度の高い事業と考えられる。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-													
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無													
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無													
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-													
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	各分担金は、年次総会等においてその負担率を審議、決定していることから妥当である。												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-													
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本件事業に係る国際会議等は、いずれも本件事業の目的に沿うものであり、その分担金の支出については、外交代表会議や財務委員会等の審議を経て決定された真に必要なものに限定されている。												
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-													
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-														
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-														
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、会議等への関与ができず、成果実績が成果目標に見合ったものにはならなかった。												
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-													
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、国際会議に参加できず、活動実績が見込みに見合ったものにはならなかった。												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-													
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁</td> <td>20 - 0076</td> <td>国際刑事警察会議等分担金</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>20 - 0024</td> <td>国際機関分担金(FATF)、国際機関分担金(APG)</td> </tr> <tr> <td>外務省</td> <td>20 - 0198</td> <td>経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)分担金</td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名	警察庁	20 - 0076	国際刑事警察会議等分担金	金融庁	20 - 0024	国際機関分担金(FATF)、国際機関分担金(APG)	外務省	20 - 0198	経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)分担金		金融作業部会(FATF)分担金は、財務省が1/3、警察庁・金融庁・法務省・外務省が各1/6を、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)分担金は、警察庁が1/3、金融庁・法務省・財務省・外務省が各1/6をそれぞれ負担している。
	所管府省名	事業番号	事業名												
	警察庁	20 - 0076	国際刑事警察会議等分担金												
金融庁	20 - 0024	国際機関分担金(FATF)、国際機関分担金(APG)													
外務省	20 - 0198	経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)分担金													
点検・改善結果	点検結果	ハーグ国際私法会議等の運用費用等の一部を賄う分担金については、各事務局から示された分担額が妥当なものか精査した上で、同事務局からの支援要請に基づき支出手続を行っている。													
	改善の方向性	今後も引き続き、分担額を精査の上、効果的・効率的な活動ができるよう各事務局に働き掛けることとしたい。													
外部有識者の所見															
コロナ禍における分担金のあり方については、その負担割合、負担額についての精査を適切に実施されたい。															
行政事業レビュー推進チームの所見															
現状通り	引き続き効率的な予算の執行に努められたい。														
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況															
現状通り	分担金のあり方については、引き続き適切な実施に努めていきたい。														
備考															

関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度	0002			
平成23年度	0002			
平成24年度	0003			
平成25年度	0081			
平成26年度	0067			
平成27年度	0064			
平成28年度	0063			
平成29年度	0064			
平成30年度	0064			
令和元年度	法務省 - 0067			
令和2年度	法務省 - 0069			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.ハーグ国際私法会議事務局ほか3機関			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	分担金	ハーグ国際私法会議規程第9条、第10条及び第11条により、同会議の経費は加盟国が分担することとなり、その分担割合はUPU(万国郵便連合)が採用している等級格付方式の分担率を一部修正(最高分担率をUPUの50単位から33単位に減少)して、これを各加盟国に適用しているところ、この分担金をハーグ国際私法会議事務局に支出しているものである。	28			
計		28	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ハーグ国際私法会議事務局	-	国際私法会議は、国際私法に関する規則の統一をもたらすことを目的とし、これに関する各種研究、審議、調査及び条約案の作成を行っている。	28	その他	-	-	
2	私法統一国際協会事務局	-	私法統一国際協会は、国際的な商取引等の渉外的法律関係において、各国の国内法がまちまちであることから生ずる不安定、障害を除去するため、各国国内法の調和を図り調整する方法を研究し、統一私法の立法化を準備することを目的とし、私法の分野における比較法の研究、私法に関する条約草案の作成等を行っている。	16	その他	-	-	
3	経済協力開発機構事務局	-	金融活動作業部会(FATF)は、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として発足した国際的な枠組みであり、その後の役割拡大に伴い、現在ではテロ資金供与対策、不拡散金融対策等の国際的な取組の促進も担っている。各国が採るべき措置「FATF勧告」を策定し、FATF勧告の遵守が不十分な国・地域に対し、是正措置を求めるための取組を実施している。	9	その他	-	-	
4	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ事務局	-	アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)は、アジア・太平洋地域におけるFATF型地域体として発足し、FATFによって設定された国際的な基準・勧告をもとに、メンバー国同士でマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策に係る相互審査、情報交換、技術協力・研修等を実施している。	6	その他	-	-	